

（第42回資料1）

独立行政法人日本学術振興会 業務方法書変更（案）について

独立行政法人日本学術振興会業務方法書変更(案) 新旧対照表

現行	変更案
<p>第5章 その他振興会の業務の執行に関して必要な事項 (先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金)</p> <p>第15条 振興会は、国から交付される補助金により設けられた先端研究助成基金により、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成を行う。</p> <p>2 振興会は、国から交付される補助金により設けられた研究者海外派遣基金により、我が国の有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、優秀若手研究者海外派遣事業及び組織的な若手研究者等海外派遣プログラムを実施する。</p> <p>3 振興会は、補助金の交付又は事業の実施に必要な事項について、別に取扱要領を定める。</p>	<p>(削る)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 (経過措置)</p> <p>2 平成26年4月1日以降の先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金に係る業務の執行については、なお従前の例による。</p>

変更理由

平成25年度末で先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金が終了することから、両基金に関する事項(第15条)を削除するとともに、平成26年度4月1日以降も引き続き国会報告や会計処理等の残存業務を行うべく、両基金に関する附則を追加する必要があるため。

先端研究助成基金について（概要1）

（1）基金の創設の経緯

- 平成21年度補正予算により、トップ研究者支援を5年にわたり集中的に実施するため、独立行政法人日本学術振興会に『**先端研究助成基金**』を創設
- 当初2,700億円を措置。補正予算の見直しの一環として1,500億に縮減
 - うち、1,000億円を30課題【FIRST】に、500億円を若手・女性研究者等支援【NEXT】に充当

（2）先端研究助成業務に関する業務方法書及び中期目標等

文部科学大臣は、業務方法書の認可や中期目標の策定等の際は、関係行政機関の長に協議、総合科学技術会議の意見を聴取

（3）その他所要の規程の整備

区分経理、基金の運用方法の制限、基金廃止の際の残余额の処理、補助金適正化法の準用、国会報告など

先端研究助成基金

1,500億円

- 研究者を最優先した従来にない研究者支援のための制度の創設
- 我が国の中長期的な国際競争力、底力の強化
- 研究成果の国民及び社会への成果還元

◀ 基金期限：平成25年度末まで ▶

最先端研究開発支援プログラム(FIRST)

1,000億円

- 3～5年で世界のトップを目指した先端的研究(30課題)
- 基礎から応用まで、さまざまな分野が対象
- 1課題当たり総額33億円
- 中心研究者・研究課題例
 - 山中伸弥(京都大学・教授)「iPS細胞再生医療」
 - 細野秀雄(東工大・教授)「新超伝導物質の探索」
 - 田中耕一(島津製作所・フェロー)「次世代質量分析システムの開発」

最先端・次世代研究開発支援プログラム(NEXT)

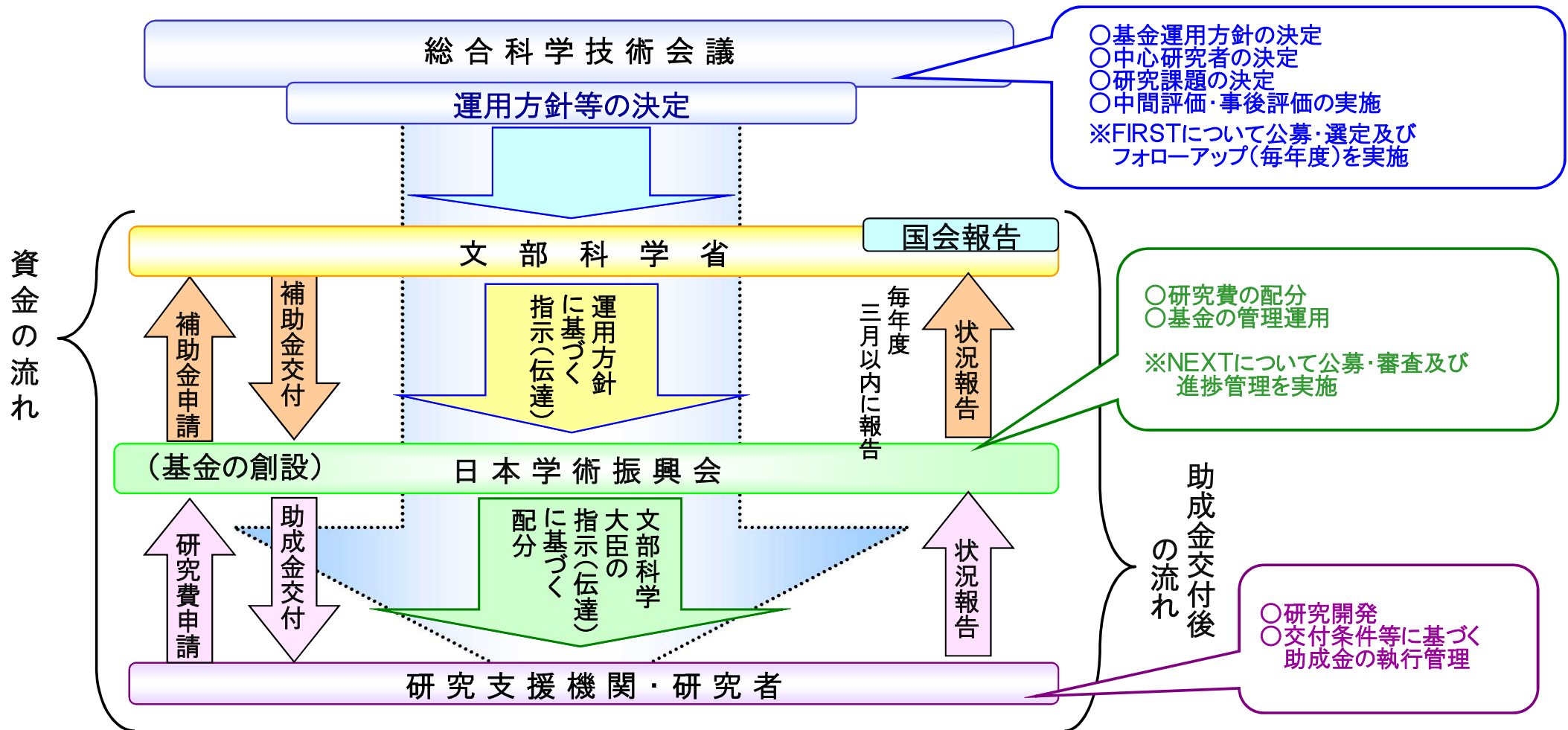
500億円

- 潜在的可能性を持った次世代の若手・女性研究者支援
- 研究対象 グリーン・イノベーション又は ライフ・イノベーション
- 1課題当たり総額1.5億円、329件を採択
- 女性の割合や地域性に考慮
 - ・女性研究者の割合は25%
 - ・各都道府県から最低1件採択

先端研究助成基金について（概要2）

先端研究助成基金においては、我が国の研究開発力や国際競争力の強化を図るため、基金制度を活用した多年度にわたる研究資金の柔軟な使用を可能とし、研究者最優先の研究開発「最先端研究開発支援プログラム(FIRST)」及び若手・女性研究者等への研究支援「最先端・次世代研究開発支援プログラム(NEXT)」を進める。

本基金で実施される2つのプログラムは、内閣府（総合科学技術会議）が基金運用方針や中心研究者・研究課題等を決定し、その決定に基づいて研究費の交付に係る業務等の基金運用を独立行政法人日本学術振興会が行う。



若手研究者海外派遣基金について

76億円

基金期限：平成25年度末まで

事業の目的

我が国の将来を担う優秀な若手研究者等を、機動的かつ集中的に海外派遣することにより、研鑽や研究の機会を拡大し、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行う。

- ◆ 独立行政法人日本学術振興会に、研究者海外派遣基金を創設。
- ◆ 当初300億円を措置。補正予算見直しの一環として76億円に縮減。
(既に平成21年度公募を行っていた分のみ派遣を実施。平成22年度以降の公募をとりやめ)

事業の内容

○組織的な若手研究者等海外派遣プログラム【組織支援型】

我が国の大学等研究機関が、将来研究者を志す大学生の研鑽、大学院生等若手研究者の研究活動のための海外派遣を計画し、組織的に派遣することを支援する。

- 対象：大学生、大学院学生、ポスドク、助教等
- 派遣期間：3か月程度（最長1年）
※研究機関への支援は2～3年間
- 交付決定数：39機関96件

○優秀若手研究者海外派遣事業【個人支援型】

優秀な若手研究者を海外の研究機関等に派遣し、海外の研究者と切磋琢磨する機会を提供する。

- 対象：助教等常勤研究者及び特別研究員
- 派遣期間：90日以上、原則12か月以下
(申請内容によっては12か月超も可)
- 交付決定数：常勤研究者187名、特別研究員452名 合計639名

学術研究を総合的に支援する我が国唯一の資金配分機関（ファンディング・エージェンシー）

- 沿革：昭和7年12月 財団法人日本学術振興会 創設（天皇陛下からの御下賜金により）
昭和42年9月 特殊法人日本学術振興会 設立
平成15年10月 独立行政法人日本学術振興会 設立
- 理事長：安西祐一郎 役員数：5名（理事長、理事2名、監事2名） 職員数：147名
- 平成25年度予算：2,683億円
- 事業概要：
 - ① 世界レベルの多様な知の創造
 - (1) 科学研究費助成事業、(2) 人文学・社会科学の推進、東日本大震災学術調査、(3) 研究拠点の形成促進、(4) 最先端研究開発支援
 - ② 強固な国際協働ネットワークの構築
 - (1) 国際的な共同研究等の促進、(2) 国際研究支援ネットワークの形成、(3) 世界的な頭脳循環の推進とグローバルに活躍する若手研究者の育成
 - ③ 次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上
 - (1) 研究者の養成（特別研究員、振興会賞・育志賞）、(2) 若手研究者の海外派遣（海外特別研究員、頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム）、(3) 研究者海外派遣業務（基金）、(4) 大学の教育研究機能の向上やグローバル化の支援 等
 - ④ エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進
 - (1) 調査・研究、(2) 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用、(3) 学術の社会的連携・協力

独立行政法人通則法（抄）

第三章 業務運営

（業務方法書）

- 第二十八条** 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。
 - 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、**あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。**
 - 4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会 日本学術振興会部会運営規則（抄）

（書面による議決）

- 第二条** 部会長は、やむを得ない理由により部会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び臨時委員に送付し、その意見を徴収し、又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。

独立行政法人日本学術振興会業務方法書（案）

〔平成15年10月1日〕
規程第1号

改正 平成19年3月30日規程第4号

改正 平成21年11月25日規程第18号

改正 平成23年4月28日規程第12号

改正 平成26年3月28日規程第2号

第1章 独立行政法人日本学術振興会の目的等

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）第3条に規定する目的を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律103号）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 振興会は、振興会法第15条に規定される学術研究の助成、研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図る業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関と連携を図り、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を期するものとする。

第2章 独立行政法人日本学術振興会の行う業務

（学術研究の助成）

第3条 振興会は、研究活動及びその成果の公開に必要な経費に対する国の補助金で予算で定めるものの交付を受け、これを財源として、研究者に対し、補助金の交付を行うなど、学術の研究に関し、必要な助成を行う。

2 振興会は、研究活動及びその成果の公開に必要な経費の助成を行うため、国から交付される補助金により学術研究助成基金を設け、これを財源として、研究者に対し、学術研究に関する助成金の交付を行う。これにより、研究者が年度の区切りにとらわれず、研究の進捗に合わせて研究費を使用することを可能とする。

3 振興会は、前2項に定める補助金の交付又は事業の実施に必要な事項について、別に取扱要領を定める。

(研究者養成のための資金の支給)

第4条 振興会は、優秀な学術の研究者を養成するため、少壮、有為な研究者に、国内外の大学その他の学術研究を実施する機関（以下「大学等」という。）で行う研究を奨励するための資金を支給する。

(学術に関する国際交流の促進)

第5条 振興会は、学術に関する国際交流の促進のため、次の各号に掲げる業務を行う

- 一 外国人研究者を我が国の大学等に招へいする、もしくは、海外の大学等に我が国の研究者を派遣するために必要な資金の支給
- 二 振興会と外国の学術振興機関との協定等に基づき行う、研究者交流、共同研究、セミナーその他の交流事業の実施
- 三 来日する外国人研究者の生活支援に関する事業の実施
- 四 海外の連絡拠点を通じた学術情報交流の促進や学術フォーラムの実施等、学術の国際交流における我が国と諸外国との関係強化につながる事業の実施
- 五 国際研究集会の支援その他学術の国際交流の促進に必要と認められる業務

(学術の応用に関する研究)

第6条 振興会は、学術の応用に関する研究を行う。

- 2 振興会は、学術の応用に関する研究を行うに当たっては、その一部を大学等に委託する。
- 3 振興会は、学術の応用に関する研究の実施により生じた無体財産権を専有し、又は当該研究を委託した機関又は当該研究の発明者、考案者等と共有することができる。

(学界と産業界との協力の促進)

第7条 振興会は、学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力（以下「産学協力」という。）に係わる事業を促進するため、産学協力の推進方策の検討を行い、情報交換、研究交流を図る委員会を設置し、これらの連携、協力を支援する業務を行う。

(学術振興方策に関する調査及び研究)

第8条 振興会は、国内外における学術振興のための方策及び学術研究の動向等、我が国の学術振興を効果的に推進するために必要な調査及び研究を行う。

(成果の普及及び活用)

第9条 振興会は、調査及び研究の成果について、電子的な発信、報告書の出版等により、公開し、広く活用を促進する。

- 2 学術の応用に関する研究の実施により生じた無体財産権については、その実施を許諾し、又は、譲渡すること等により、研究成果の普及を効果的に推進する。
- 3 前項に係る業務の実施に必要な事項については、別に定める。

(国が行う助成に必要な審査及び評価)

第10条 振興会は、学術振興のために国が行う助成事業の審査及び評価を公正な評価体制を整備し実施する。

(附帯業務)

第11条 振興会は、国際学術会議開催のための募金に関する業務、国際生物学賞による顕彰に関する業務、野口英世博士記念アフリカの医学研究・医療活動分野における卓越した業績に対する賞（野口英世アフリカ賞）に係る医学研究分野の審査業務及びその他の第3条から第10条までに定める業務に附帯する業務を行うことができる。

第3章 業務委託及び業務受託の基準

(業務委託の基準)

第12条 振興会は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的であると認められる業務については、その業務を委託することができる。

- 2 振興会は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。
- 3 業務委託に関する基準及び前項の契約において定める事項等その他業務委託に関し必要な事項は、別に定める。

(業務受託の基準)

第13条 振興会は、依頼に応じて、業務の実施を受託することができる。

- 2 振興会は、前項の業務の受託をしようとするときには、委託者と業務受託に関する契約を締結するものとする。
- 3 業務受託に関する基準及び前項の契約において定める事項等その他の業務受託に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 競争入札その他の契約に関する基本事項

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第14条 振興会は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みさせることにより、競争に付するものとす

る。ただし、契約の性質または目的が競争を許さないとき、予定価格が少額であるとき、その他別に規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる契約については、同協定に定められた調達手続きによるものとする。

第5章 その他振興会の業務の執行に関して必要な事項

~~（先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金）~~

~~第15条 振興会は、国から交付される補助金により設けられた先端研究助成基金により、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成を行う。~~

~~2 振興会は、国から交付される補助金により設けられた研究者海外派遣基金により、我が国の有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、優秀若手研究者海外派遣事業及び組織的な若手研究者等海外派遣プログラムを実施する。~~

~~3 振興会は、補助金の交付又は事業の実施に必要な事項について、別に取扱要領を定める。~~

（業務細則の作成）

~~第1615条~~ 振興会は、この業務方法書に定めるものの他、振興会の業務の実施に必要な細則については、別に定める。

附 則

この業務方法書は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成19年3月30日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成21年11月25日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成23年4月28日から適用する。

附 則

（施行期日等）

1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成26年4月1日以降の先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金に係る業務の執行については、なお従前の例による。

独立行政法人日本学術振興会 業務方法書変更(案)新旧対照表(先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金に係る部分)

※変更箇所は赤字及び下線で記載

変更前	変更後
第1章～第4章(略)	第1章～第4章(略)
<p>第5章 その他振興会の業務の執行に関して必要な事項 <u>(先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金)</u></p> <p><u>第15条 振興会は、国から交付される補助金により設けられた先端研究助成基金により、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成を行う。</u></p> <p><u>2 振興会は、国から交付される補助金により設けられた研究者海外派遣基金により、我が国の有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、優秀若手研究者海外派遣事業及び組織的な若手研究者等海外派遣プログラムを実施する。</u></p> <p><u>3 振興会は、補助金の交付又は事業の実施に必要な事項について、別に取扱要領を定める。</u></p> <p>(業務細則の作成)</p> <p>第16条 振興会は、この業務方法書に定めるものの他、振興会の業務の実施に必要な細則については、別に定める。</p> <p>附 則 この業務方法書は、平成15年10月1日から施行する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第5章 その他振興会の業務の執行に関して必要な事項 <u>(削る)</u></p> <p>(業務細則の作成)</p> <p>第15条 振興会は、この業務方法書に定めるものの他、振興会の業務の実施に必要な細則については、別に定める。</p> <p>附 則 この業務方法書は、平成15年10月1日から施行する。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則 <u>(施行期日等)</u></p> <p><u>1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 平成26年4月1日以降の先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金に係る業務の執行については、なお従前の例による。</u></p>